

社会福祉法人 亀天会 一般事業主行動計画

社員が仕事と生活を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 育児休業取得又は介護休暇取得を希望する男性職員について、その円滑な取得促進のため部署ごとにフォロー・応援体制作りを行う。

<対策>

- ・令和2年4月～ 具体的なニーズを調査し、現状を把握する。
- ・令和2年8月～ 制度に関しての周知を行い、各部署で応援体制を整える。

目標2 社内のロールモデルと女性職員をマッチングさせ、子育てを行う女性職員が働き続けていく上での悩みや心配ごとについて相談・助言をするメンターとして支援することにより、職員の定着率の向上を図る

<対策>

- ・令和2年4月～ 職員のニーズ調査の調査。
- ・令和2年8月～ メンター制度の理解を深め、メンターの選任を行う。
- ・令和2年11月～ メンター制度を実施し、情報共有を行う。

目標3 子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 検討会を設置。
- ・令和2年8月～ 案内書類などによる職員への参観日実施についての周知。
- ・令和2年10月～参観日の実施。職員へのアンケート調査。次回に向けての検討。

目標4 子どもを育てる職員が利用できる、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を実施する。

<対策>

- ・令和2年4月～就業規則の勤務時間及び休憩時間を検討する。
- ・令和2年6月～制度に関する周知を行い、各部署で勤務体制を整える。

目標5 子どもを育てる職員が利用できる事業所内保育施設「さくら保育園」の運営を継続し、女性職員の育児休業復帰を支援する。

<対策>

- ・令和2年4月～産休・育休復帰後の職員のための児童受入体制を整え、随時受入を行う。

目標6 希望する職員に対する職務や勤務地等の限定制度を実施する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 現状の調査、検討を開始する。
- ・令和2年8月～ 職務・勤務地等の限定制度の体制を整備し、職員の希望した職務・勤務地を提供する。

目標7 年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 職員1人1人の有給休暇取得状況を確認する。
- ・令和2年8月～ 各部署で年次有給休暇取得のための応援体制を整える。